

条件付一般競争入札(事前審査型)の実施について

下記の委託業務契約について、次のとおり条件付一般競争入札(事前審査型)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和8年7月8日

彦根市長 田島一成

委託業務番号	令和8年度 第2801-1103号
委託業務名称	令和8年度田附町地籍調査事業委託業務
履行場所	彦根市田附町地先
委託業務概要	<p>(1) 田附町第1工区(第1期) 調査面積: 0.02 k m² 作業工程: F II-2 工程、G 工程、H 工程</p> <p>(2) 田附町第1工区(第2期) 調査面積: 0.02 k m² 作業工程: E 2 工程、F R 工程、F I 工程、F II-1 工程、 F II-2 工程、G 工程</p>
履行期間	契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
予定価格	事後公表とする。
最低制限価格	無
見積内訳書の提出	要
入札方法等	<p>(1) 郵便による入札とする。</p> <p>(2) 契約書案、設計図書、仕様書、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)、彦根市地籍調査事業(2項委託)入札実施要領、彦根市郵便入札実施要領等を熟知の上入札すること。</p> <p>(3) 入札回数は原則2回(再度入札)までとするが、必要と認める場合は3回(再々度入札)まで行う場合がある。</p> <p>(4) 初度の入札において入札に参加しなかった者および無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。</p> <p>(5) 再度入札において入札に参加しなかった者および無効の入札をした者は、再々度入札に参加できないものとする。</p>

	(6) 落札価格(契約金額)は、入札書に記載された金額に消費税相当分(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額を入札書に記載すること。
契約条項の閲覧場所	彦根市建設部建設管理課
設計図書等の閲覧場所	—
発注種別	地籍調査業務委託
入札参加方式	単体のみ
入札保証金	免除
契約保証金	免除
契約不適合責任期間 および保証金	期間 民法の規定による 保証金 免除
連帯保証人	無
前金払	無
中間前金払	無
部分払	無
入札参加申込期間等	<p>入札の参加希望者は「彦根市地籍調査事業入札参加申請書」(以下「申請書」という。)および入札参加資格に係る確認書類を提出し、入札参加資格の確認を受けること。申請書は、持参するものとする。</p> <p>受付期間:令和8年7月8日から令和8年7月15日まで(彦根市の休日を守る条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に規定する市の休日(以下「彦根市の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時45分まで</p> <p>受付場所:彦根市役所建設部建設管理課</p>
入札参加資格の通知	令和8年7月17日までに入札参加資格が「なし」と決定した者についてのみFAX送信により通知する。
設計図書等配布方法	仕様書(以下「設計図書等」という。)については、彦根市ホームページに掲載のとおりとする。
現地説明	現地説明は行わない。

<p>質問受付方法等</p>	<p>(1) 設計図書等について質問がある場合には、彦根市地籍調査事業入札質問書にその旨を記載し、次のとおり持参すること。</p> <p>受付期間：令和8年7月8日から令和8年7月15日まで(彦根市の 休日を除く。)の午前9時から午後4時45分まで</p> <p>受付場所：彦根市役所建設部建設管理課</p> <p>(2) 質問に対する最終の回答は、次のとおりとする。</p> <p>回答日：令和8年7月21日</p> <p>回答方法：入札参加資格の確認を受けた者に対しFAX送信により、回答する。</p>
<p>入札書等郵送開始日</p>	<p>令和8年7月22日</p> <p>郵送開始日より前に郵送した場合は、日本郵便株式会社彦根郵便局での保管期限を超過した郵便物が返却されるおそれがあるため、郵送開始日以後に手続を行うこと。</p>
<p>入札書等到着期限</p>	<p>令和8年7月29日 日本郵便株式会社 彦根郵便局留</p>
<p>入札書等郵送方法</p>	<p>郵送方法：一般書留、簡易書留または特定記録郵便</p> <p>郵送先：<u>日本郵便株式会社 彦根郵便局留 彦根市役所建設部建設管理課 行</u></p> <p>郵送内容：郵便入札専用封筒または任意の封筒に次の書類を封入する。</p> <p>入札書および見積内訳書</p>
<p>入札参加辞退</p>	<p>入札参加申込(入札書等郵送)後に技術者等の配置ができなくなった等の理由により参加を辞退する場合は、開札を開始するまでに入札参加辞退届の書面(様式は任意)を彦根市役所建設部建設管理課へ直接持参すること。</p> <p>なお、開札会場で入札参加者または入札参加者から委任を受けた者(開札立会の受任者)が開札を開始するまでに入札執行者に直接申し出ることでも辞退することができる。</p>

見 積 内 訳 書	<p>見積内訳書は、指定様式とし、次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 日付(原則として開札日を記載すること。)</p> <p>(2) 入札者の住所、商号または名称および代表者氏名</p> <p>(3) 委託業務名称および履行場所</p> <p>(4) 委託業務費見積内訳</p> <p>(5) 入札書使用印の押印</p>
開 札 (入 札) 日 時	令和 8 年 7 月 30 日 午前 10 時 執行
開 札 (入 札) 場 所	彦根市役所 2-1 相談室
入 札 結 果 の 公 表	落札決定した日の翌々日(彦根市の休日を除く。)に彦根市ホームページに掲載する。
入 札 参 加 資 格	<p>この入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。</p> <p>(1) 令和 8 年度彦根市入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に、測量および建設コンサルタント等業務の「測量業務」で登録されていること。</p> <p>(2) 滋賀県内に本店、支店、営業所等を有していること。</p> <p>(3) 令和 7 年度から引き続いて有資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>(4) 公告の日現在において、次のアまたはイのいずれかに該当する者を主任技術者として調査事業の業務に配置することができること。</p> <p>ア 土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 4 条に規定する土地家屋調査士となる資格を有する者または土地改良法施行規則(昭和 24 年農林省令第 75 号)第 43 条の 2 の 3 第 1 項に規定する土地改良換地士資格試験もしくは土地区画整理法施行令(昭和 30 年政令第 47 号)第 62 条第 1 項に規定する土地区画整理士技術検定に合格した者</p> <p>イ 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 49 条第 2 項の測量士名簿に登録されている者で、地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)第 3 条第 2 号に規定する地籍測量その他の用地測量に</p>

	<p>ついて十分な知識と経験を有しているもの</p> <p>(5) 受託監督者および受託検査者として、地籍調査に関係する法令の趣旨を理解し、地籍調査の各個別作業および作業体系ならびに工程管理技術に精通した者で、次のアからウまでのいずれかに該当するものを調査事業の業務に配置できること。ただし、当該受託監督者および当該受託検査者は、公告の日現在において、調査事業の入札に参加しようとする者と 3 箇月以上直接の雇用関係が継続している者でなければならない。また、受託監督者は主任技術者以外の者とし、受託検査者は主任技術者および受託監督者以外の者とする</p> <p>こと。</p> <p>ア 公益社団法人全国国土調査協会の認定する地籍工程管理士の資格を有する者</p> <p>イ 一般社団法人日本国土調査測量協会の認定する地籍調査管理技術者の資格を有する者</p> <p>ウ 公益社団法人全国国土調査協会の認定する地籍主任調査員の資格を有する者</p> <p>(6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(7) 公告の日現在において、彦根市入札参加停止措置に関する要綱（令和元年彦根市告示第 104 号）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。</p> <p>(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(9) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。</p>
<p>入札の無効</p>	<p>次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者がした入札</p>

	<p>(2) 特定記録郵便、一般書留郵便または簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札書等</p> <p>(3) 初度の入札において持参、宅配便等で彦根市役所建設部建設管理課に直接提出された入札書等</p> <p>(4) 入札公告で指定する到着期限の後に日本郵便株式会社彦根郵便局に到達したもの</p> <p>(5) 日本郵便株式会社彦根郵便局において彦根市役所建設部建設管理課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされなかったもの</p> <p>(6) 同一入札について、複数の入札書等を郵送したもの</p> <p>(7) 入札書または見積内訳書その他必要とされた書類が同封されていない入札</p> <p>(8) 1枚の封筒の中に、複数の入札書等を同封した入札</p> <p>(9) 封筒に記載の委託業務名または差出人と同封された入札書の委託業務名または入札者が相違する入札</p> <p>(10) 入札書に記名押印がない入札</p> <p>(11) 入札書の入札金額を加除訂正している入札または記載した金額、その他記載事項が不明確または記載事項に誤りのある入札</p> <p>(12) 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札</p> <p>(13) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を所定の日までに納付しないで行った入札またはその納付額が所定の金額に満たない入札</p> <p>(14) 談合その他不正の行為があったと認められる入札</p> <p>(15) その他入札に関する条件に違反した入札</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 契約書案、設計図書、仕様書、彦根市契約規則、彦根市地籍調査事業(2項委託)入札実施要領および彦根市郵便入札実施要領等を熟知の上、入札すること。</p> <p>(2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令の定め抵触する行為を行ってはならない。</p>

	<p>(3) この公告の公表の日から契約の締結までの間に、前記の入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しない。</p> <p>(4) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出すること。</p>
--	---